

丹羽広域事務組合 水道検針員募集要項

令和4年度

1. 募集内容

水道メータ検針員

注意) 応募いただいた方は、検針員候補者として登録します。(登録期間は令和8年3月31日まで)
現在の検針員に欠員がでたときに、登録者の中から選考を行ったのち、検針員として採用されます。

2. 業務内容

- 水道メータの検針業務
 - ・大口町・扶桑町地内に設置された水道メータの検針業務委託(検針地区は水道部の指定となります)
 - ・検針期間 毎月15日から25日までに行うものとする。
 - ・無届使用、量水器故障等の報告
- 検針に伴う付帯業務
 - ・使用者へ使用水量異常等の通知
- その他
 - ・水道事業広報等の配布業務

3. 応募資格

- 年齢が20歳から60歳までの健康な方
- 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む)に該当しない方、また破産宣告を受けていない方
- 1年以上連続した業務が可能な方

4. 契約手数料(報酬)

検針手数料(水道メータ1個あたり)		広報等配布手数料(1戸あたり)	
一般住宅	70円	検針時同時配布	5円
集中検針	50円	単独配布	10円

手数料実績(割り当てられる地区により変動があります。)

- ・大口町検針(奇数月)・・・平均件数490件 平均手数料34,000円
- ・扶桑町検針(偶数月)・・・平均件数760件 平均手数料53,000円

5. 応募書類及び提出方法

応募書類は、管理課窓口にて配布します。(ホームページからのダウンロードも可能です。)

応募書類の提出は、管理課窓口へ直接持参していただきます。提出時は事前にお電話ください。

提出書類 (組合指定様式)	①水道検針員登録申込書
	②履歴書

お問合せ先

〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地

丹羽広域事務組合水道部 管理課業務係 TEL(0587)95-3400 音声ガイダンス「1」

(お問合せは土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時15分まで)